

## 第8章 計画の進行管理

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 全庁的な推進体制

本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族等へのきめ細やかなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくりなど関係課等との連携をより一層強化するとともに、一体となって体系的、効果的に施策を推進します。

#### (2) 関係機関・団体との連携

障がいのある人に対する各種サービスの充実を目指し、福祉・保健・医療はもとより、教育・労働などそれ以外の分野に関係機関・団体との連携を図り、幅広い協力体制のもとに計画を推進します。

その中で「相談支援事業」を効果的に実施するためには、地域における障がいのある人を支えるネットワークの強化が不可欠であることから、中部障がい者地域生活支援センター等との連携を図り、中立で公平な相談業務を展開するほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

#### (3) 住民との協働による地域福祉の推進

障がい福祉をはじめ、これからの福祉においては、公的サービスが行き届きにくい領域を住民が手助けすることによって、支援が必要な人が制度の狭間に陥ることなく、安心して暮らすことができるよう、住民と行政が協働する地域福祉の仕組みを構築することが求められています。

「自助」「共助」「公助」の理念のもと、住民の自主的な活動を広げていくとともに、行政等で解決できない問題については、地域や支援者等で助け合っていく地域福祉の推進を図ります。

共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり

### 自助：障がいのある人

合理的配慮に基づく

- ・ 自己決定や自立した活動
- ・ 社会のあらゆる分野の活動参加

### 連携・協力、一体となった取り組み

### 共助：地域、支援者

- ・ 障がいの正しい理解と必要な支援の提供
- ・ 地域の情報や資源の有効活用
- ・ 互いを支え合う地域づくり

### 公助：行政

- ・ 障がいの理解について普及・啓発
- ・ 障がいのある人やそれを支える人への支援体制の基盤整備
- ・ 地域のニーズを踏まえた政策形成と推進

## 2. 計画の進行管理

この計画の具体的な事業の展開については、湯梨浜町総合計画の実施計画の中で実施していきます。

また、本計画を着実に推進していくため、町障がい者地域自立支援協議会において事業の進捗状況の把握、点検をしていきます。さらに、必要に応じて障がいのある人および関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的で適切な施策・事業を実施します。

## 3. 行財政の効率的運用

本障がい者計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6か年、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3か

年ですが、この間にも景気の動向や住民のニーズの変化、財政事情の変化などの社会経済状況の変化が予想されます。

このため、今後増大する福祉ニーズに的確に対応するため、行政改革に積極的に取り組みながら、より効果的・効率的な事業展開を図ります。

また、障がい福祉関連法の動向や医療保険、年金、介護保険などの社会保障制度の見直しなど国の動向を見極めながら弾力的な運用を行うよう努めます。

## 用語解説

### あ行

#### 【アクセシビリティ】

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

#### 【アフターフォロー】

一般的には商品やサービスなどを購入した顧客に対して、問い合わせや相談などを受け付けたりする企業のサービスや活動のことをいいます。

福祉において用いるときは、支援の過程において支援終了後も利用者の状態によって引き続き対応する活動を指します。

#### 【医療的ケア児】

医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がいのある子どもを指します。

【インクルーシブ】 本文45ページに解説あり

#### 【NPO】

NPOは、Non Profit Organization の略で、民間非営利組織などと訳され、営利を目的とせず、政府から独立し、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っている民間組織の総称をいいます。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

【エンパワーメント】 本文45ページに解説あり

#### 【オストメイト】

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障がいを負い、手術によって人

工的に腹部へ人工肛門や人口膀胱の排せつ口(ストーマ)を増設した人のことを「オストメイト」と呼んでいます。

## か行

### 【QOL(クオリティ・オブ・ライフ)】

Quality Of Life の略で、生活の質を意味します。

### 【グループホーム】

グループホームは、障がいのある人が数人集まり、同居もしくは住居の近くに居住する世話人から食事や掃除といった日常生活上の支援や相談などにより、地域で自立して共同生活することであり、知的障がい者のグループホーム、精神障がい者のグループホームがあります。福祉ホームは、住居を必要としている人に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行なうものです。

### 【グレーチング】

道路の排水路にかける蓋としてよく見かける、鋼材を格子状に組んだ溝蓋のことをいいます。格子の隙間に、車いすやシルバーカー、ベビーカー、ハイヒールがはまり込む危険が多くなったことから、はまり込まないように格子を細くしたり形状を変えた対策品が販売されています。

### 【ケアマネージャー】

正式には介護支援専門員といい、福祉や保健医療の分野での実務経験がある人が取得できる公的資格です。要介護者または要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるように介護サービス計画を作成したり、市区町村、サービス事業者等との連絡調整を行います。

### 【ケースワーカー】

身体上や精神上などの理由により、日常生活を送るうえで様々な困りごとを持つ地域住民の「相談支援業務」に就く人のことをいいます。

福祉事務所の職員のほか、児童相談所や老人福祉施設、病院などの相談員として働く職員もケースワーカーと呼ばれることがあります。

### 【ゲートキーパー】

直訳すると「命の門番」。自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげて、見守る)を図ります。

### 【権利擁護】

認知症、知的障がい、精神障がい等があるため判断能力が不十分な人が、自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業です。実施主体が利用者の状況を調査し、利用者の参加を得て策定した「支援計画」に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行うこともできます。

### 【高次脳機能障がい】

交通事故や脳血管疾患（脳卒中など）により、脳損傷を経験した人が、記憶・注意・思考・言語・感情などの機能に障がいを抱え、生活に支障をきたすことをいいます。平成18年度に施行された障害者自立支援法では、都道府県相談支援体制整備事業の中で、高次脳機能障がい支援普及事業として位置づけられました。

## さ行

### 【災害時要援護者】

従来、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など災害時に自力で避難することが困難な人は「災害時要援護者」と表記されてきました。平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」、要配慮者のうち、自力で避難することが困難で、円滑で迅速な避難の確保をするため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」と定義されました。

### 【支え愛マップ】

平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、地域の支援が必要と考えられる人とその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図のことをいいます。鳥取県では支援を必要とする人に対する平常時の見守り体制や災害時の避難支援の仕組みを作ることを目的とし、住民組織等が主体となった支え愛マップの作成を推進しています。

### 【ジョブコーチ】

職場適応援助者の別称で障がい者のある人の就労に当たり、障がいのある人、事業主及び当該家族に対して、職場適応に向けたきめ細やかな人的支援を提供する専門職を指します。

## 【成年後見人制度】

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等）を保護するための制度。平成11年12月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成12年4月に施行されています。このうち、任意後見制度は、高齢者が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自分の任意後見人（代理人）を選任することができる制度です。任意後見人は将来、依頼人の判断能力が低下したときに、先に結んだ任意後見契約の内容に基づき、依頼人の財産管理や介護、医療に関する手続きを行うことができます。任意後見契約は公正証書で作成し、職務が行えるのは、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見人監督員を選任してからです。

【ソーシャルインクルージョン】 本文45ページに解説あり

## た行

### 【地域包括支援センター】

設置主体は各自治体。保健師や看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーが配置され、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護のほか福祉、健康、医療など様々な分野から、高齢者とその家族を支える機関です。

### 【デージー図書】

Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな(利用しやすい)情報システム」と訳されています。

視聴覚に障がいがある人や普通の印刷物を読むことが困難な人のために、専用の機械やパソコンにソフトウェアをインストールして再生をします。点字図書館や一部の公共図書館、ボランティアグループで録音図書が作成され、貸出されています。

### 【特別支援教育】

文部科学省は、障がいの程度に応じ特別の場で行う「特殊教育」から、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図っています。「今後の特別支援教育のあり方について」（最終報告）の中で、同省は特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD、AD／HD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参

加に向けて、持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものであるとしています。

## な行

### 【ニーズ】

一般的には「必要」「要求」と訳されますが、福祉においては、利用者やその家族の希望や生活の全体像を把握するためにさまざまな情報を収集・分析することによって、抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことをいいます。

【ノーマライゼーション】 本文45ページに解説あり

### 【ノルディックウォーク】

北欧発祥の運動で、始まりはクロスカントリースキーの選手が夏の間の体力強化トレーニングとして行っていたスキーウォークです。2本のポール(ストック)を使用しての歩行運動は効果的な有酸素運動として、下半身だけでなく、腕、上半身の筋肉などを全身を使うエクササイズとなります。湯梨浜町では住民の健康づくりの一環として、町全体で推進しています。

## は行

### 【発達障がい】

注意欠陥多動性障害（ADHD、AD/HD）・学習障害（LD）・アスペルガー症候群・高機能自閉症などを総称して発達障がいといいます。ADHDは不注意と多動（衝動）性の症状が顕著であり、LDは聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論するなどの学習能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものです。アスペルガー症候群・高機能自閉症は、知的には遅れはありませんが、自閉症と共通する症状が認められ、自分の興味のあることだけを一方的にしゃべるなど、コミュニケーションの問題が見受けられます。

### 【パブリックコメント】

行政が計画等重要事項について最終決定する前に、必要な情報とともに原案を公表して事前に広く住民から意見や提言を求め、提出された意見等を考慮して最終的な案や意思決定を行う手続きのことをいいます。

## 【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において障がい者や高齢者、妊産婦等誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすやベビーカーでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、授乳できるスペースを整備したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁を取り除くなど精神的な意味でも用いられます。

## や行

### 【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進化させたもの。施設や設備などにとどまらず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

## ら行

### 【ライフステージ】

人生の節目の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方が代表的ですが、その他にも様々な区分があります。

### 【リハビリテーション】

病気や外傷が原因で心身の機能と構造の障がいと生活上の支障が生じたときに多数専門職種が連携して、問題の解決を支援する総合的アプローチの総体のことです。狭義では、作業療法士や理学療法士により、病気やけがで動きが鈍くなった筋肉などに働きかけ、従来の動作に近づける身体機能回復のことを指し、完全に元の状態に戻すことより、その人に合った生活に近づけるための治療やトレーニングを行うことを意味します。

### 【レスパイトケア】

介護などを担っている家族に休息の機会を提供するサービスのこと。レスパイトとは休憩、猶予といった意味があり、その趣旨に則したサービスとして典型的なものとしては、ショートステイがあります。

## 相談機関等名簿

### 相談機関名簿

名 称		活動内容	連絡先（ファックス番号）
中部福祉事務所 （中部福祉保健局）		身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談と判定、DV防止、ひきこもり、心の相談など	倉吉市東巖城町2番地 （中部総合事務所内） 23-3125 （22-3594）
福祉相談センター	中部身体障害者更生相談所	身体障がい者の医学的、心理学的、職能的な面からの専門的な判定	倉吉市東巖城町2番地 （中部総合事務所内） 23-3125 （22-3594）
	中部知的障害者更生相談所	18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的、職能的な面からの専門的な判定	
	中部障がい者地域生活支援センター	福祉サービスの情報提供や、助言など生活に関わる支援	倉吉市山根43番地 26-2346 （26-2346）
	障害者就業・生活支援センターくらよし	就労などに関わる支援	倉吉市昭和町1丁目 156番地 23-8448 （23-8456）
倉吉児童相談所		18歳未満の児童に関する各種の相談	倉吉市宮川町2丁目 36番地 23-1141 （23-6367）
発達障がい者支援センター「エール」		自閉症・発達障がいの支援など	倉吉市みどり町 3564番地1 （県立皆成学園内） 22-7207 （22-7209）
中部教育局		幼保・小・中・高等学校における支援など	倉吉市東巖城町2番地 23-3952 （23-3425）
鳥取県立中部療育園		子どもの成長・発達についての相談など	倉吉市南昭和町15 22-7191 （22-7192）

湯梨浜町福祉事務所 (総合福祉課)		障がい福祉に関わる手続きなど	湯梨浜町大字久留 19番地1 35-5373 (35-5376)
計画相談支援	湯梨浜町社会福祉協議会	障がい福祉サービスの利用計画作成や相談など	湯梨浜町大字泊 1085番地1 (保健福祉センター内) 34-6002 (34-6013)
	相談支援センター サポートりんくす		湯梨浜町大字龍島 500番地 2F-E 32-1001 (32-0989)

## 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

羽合・東郷・泊地域に各1名、身体障がい者、知的障がい者相談員を配置しています。詳しくは、湯梨浜町役場総合福祉課にお問い合わせください。

湯梨浜町第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・  
第1期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	職 名 等
委 員 長	美 舩 智 代	学識経験者
副 委 員 長	中 本 昌 年	家族会会長
委 員	松 村 由 朝	身体障がい者相談員
委 員	本 田 達 恵	知的障がい者相談員
委 員	岩 本 綾 子	町教育委員会指導主事
委 員	平 尾 孝 昭	三幸会会長
委 員	吉 田 裕 子	ひかり園園長（施設関係者）
委 員	前 田 歩 未	中部障害者地域生活支援センター
委 員	伊 澤 雄之助	ぱにーに（事業所）
委 員	小 林 敦 子	相談支援センターサポート りんくす
委 員	尾 崎 功 一	町社会福祉協議会
委 員	川 田 由 美	ゆりはま大平園ハッピーバーディ
委 員	針 本 新 一	身体障害者福祉協会副会長

	氏 名	職 名 等
事 務 局	竹 本 里 香	総合福祉課課長
	山 根 薦	総合福祉課課長補佐
	米 増 祐 一	総合福祉課係長
	西 川 栄 子	総合福祉課係長
	秋 久 あつみ	総合福祉課副主幹
	山 根 涉	総合福祉課主事
	香 川 佐 織	子育て支援課課長補佐
	平 井 香 織	子育て支援課主事

第 3 期 湯梨浜町障がい者計画

第 5 期 湯梨浜町障がい福祉計画

第 1 期 湯梨浜町障がい児福祉計画

発 行 湯梨浜町  
平成 30 年 3 月  
編 集 湯梨浜町総合福祉課  
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1  
電 話 (0858) 35-5374  
F A X (0858) 35-5376